

広島県告示第二〇八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市神村町地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	区域の名称	
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の表示	区域の表示	
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
	区域の名称	区域の名称	
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項	
高屋（三六〇七一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢捨（三六〇八）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七一五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七一六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七一七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七一八）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七一九）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七二〇）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七二一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七二三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七二四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町（三七二五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

神村町(二七五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村町(二七五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町(二〇九一七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村町(二〇九一七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町(二〇九一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村町(二〇九一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村八(二〇八八三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村八(二〇八八三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村(二〇八七三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村(二〇八七三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長者ヶ原(一〇七〇〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長者ヶ原(一〇七〇〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
十四区(二〇六九四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十四区(二〇六九四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
十四区(二〇六九三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十四区(二〇六九三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
十四区(二〇六九二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十四区(二〇六九二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町(七三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村町(七三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町(七一七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村町(七一七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
今津(六七四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	今津(六七四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七区(六七四〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	七区(六七四〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村二区(五四二〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村二区(五四二〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神村町(三七五六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神村町(三七五六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

奥田川（二 一）	土石流	次の図のとおり	奥田川（二 一）	土石流	次の図のとおり
奥田川（二 一隣a）	土石流	次の図のとおり	奥田川（二 一隣a）	土石流	次の図のとおり
十一区（八 一〇七隣a）	土石流	次の図のとおり	十一区（八 一〇七隣a）	土石流	次の図のとおり
二区川（二 三）	土石流	次の図のとおり	二区川（二 三）	土石流	次の図のとおり
二区川（二 三隣a）	土石流	次の図のとおり	二区川（二 三隣a）	土石流	次の図のとおり
八区川（二 四）	土石流	次の図のとおり	八区川（二 四）	土石流	次の図のとおり
西山（三四）	地滑り	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。